

- 1・31 高橋誠一郎、文部大臣に就任。
- 2・11 教刷委総会に「教育刷新委員会の決議した学制改革草案概要」を報告。
- 2・17 発学六三号「新学校制度実施準備に関する件」
- 2・18 「学校教育法案」〔新〕「かくて漸く二月十八日総司令部との間に要綱案が確定した。」〔内〕
- 2・26 「義務教育三ヶ年延長実施計画案」〔坂元『教育の新構図』P71～73〕閣議決定。
- 2・27 義務教育年限延長実施案の予算案細目決定。
- 3・5 『毎日新聞』に学校教育法案の主要条文スクープされる。
- 3・7 「学校教育法案」閣議決定。
- 3・15 「学校教育法案」枢密院本会議可決。
- 3・17 「学校教育法案」を衆議院本会議に上程（3・22可決）
- 3・20 『学習指導要領一般編（試案）』刊行。
- 3・22 「学校教育法案」を貴族院本会議に上程（3・27可決）
- 3・24 「学校教育法施行規則案」〔戦〕
- 3・28 教刷委第29回総会。
- 3・31 学校教育法公布。（4・1 施行）
- 4・7 「学校教育法施行規則案」〔戦〕
- 4・19 「学校教育法施行規則案」〔戦〕
- 5・3 日本国憲法施行
- 5・23 学校教育法施行規則公布。

注

- 1) 『教育刷新委員会総会議事録』第24回（1947年2月21日）〔野間教育研究所所蔵〕
- 2) 同上，第25回（2月28日）〔同上〕
- 3) 同上，第27回（3月14日）〔同上〕
- 4) 坂元彦太郎『幼児教育の構造』1964年，フレーベル館，15ページ。
- 5) 内藤，前掲書，緒言2～3ページ。
- 6) 佐々木輝雄「高等学校制度改革の今日的課題」『調査研究報告書』第36号，職業訓練大学校，1975年3月，40～41，74ページ。
- 7) 大照完『新制高等学校の制度と教育』1948年，旺文社，83ページ。
- 8) 『教育刷新委員会議事録』第29回（1947年3月28日）〔野間教育研究所所蔵〕

付記。本稿を脱稿して編集部へ提出した後に，加藤康昭・高橋智・内海淳・山本邦子「学校教育法における障害児教育規定の成立とその意義」『季刊教育法』第36号，1980年7月，に接した。いくつかの新見解が加えられており，とくに「2月27日案」と称すべき草稿の存在を明らかにしていることは重要である。拙稿のⅡ節*以下は補正を要するわけであるが，その余裕がないので，この旨を付記することとどめることとした。

（所外研究員 名古屋大学教育学部教授）

<研究会報告>

研究企画書

I テーマ 21世紀に向けてのわが国経済・産業社会に関する研究

II 目的

「戦後」の日本経済は欧米諸国へのキャッチング・アップを目指して急速に産業化を図ってきた。し

かし、このキャッチング・アップという目標は、必ずしも産業社会の到達目標を明示的に画いたものではなく、漠然と欧米社会の産業化のパターンを踏襲するという程度のもので、明確なビジョンに欠けていた。したがって、わが国の1人当り国民所得が概ね欧米水準に達したことで、産業の巨大化と国際競争力が飛躍的に高まったという事実によって、キャッチング・アップという目標はすでに過去のものとなり、陳腐化した。

21世紀に向けて、日本の経済社会は、産業社会改革のための目標理念の確立が必要となっている。しかし、この目標理念を既存のある体制、ある国をモデルにして画くことは最早や不可能である。このモデルは概ね次の三つの類型化できよう。第一は、ソ連型の社会主義国家像、第二は、北欧型の福祉国家像。第三は、アメリカ型の経営者資本主義国家像、である。これらの既存のモデルは、ある場合には自由と民主主義の否定により、他の場合には、官僚化の進展とダイナミズムのそう失、不公正の一般化などの理由により、産業社会改革のモデルとはすでにになりえなくなっている。したがって、21世紀に向けての産業社会改革の目標理念は、既存のモデルを他山の石としながらも、既存モデルを超えたわが国独自のものでなければならない。

この既存モデルを超えたわが国独自のモデルは、(1)産業社会改革の基本的方向をどのように設定し、基本理念として何を重視するか。(2)政府と民間はどのような役割分担を行うべきか、(3)中央政府と地方政府の関係はどうあるべきか、(4)経済のダイナミズムをどのように確保してゆくか、(5)政府(国および地方)と市民の関係をどのようにすべきか、(6)国際社会において日本が果たすべき役割は何か、などの基本的問題の解明を通して構築されるべきものであり、本研究の基本的性格もここにある。

III 研究の方法

グループ討議、文献研究、実態調査を通して上記課題を追求する。

IV 研究参加者

主たる研究参加者は、吉家清次、玉城哲、鶴田俊正、中村秀一郎、正村公宏、宮下誠一郎、原田博夫など本学経済学部のスタッフであり、グループ討議には、本研究に関心をもつ経済学部スタッフをオブザーバーとして参加を求める予定である。

V 研究および会計責任者

研究責任者、吉家清次 会計責任者、鶴田俊正

VI 研究成果の発表予定および形式

社研年報、月報、経済学評論、その他(たとえば単行本)など発表形式は社研事務局と相談の上決定する。 以上

〔編集後記〕 研究所の日常活動の報告も月報の役目ではないかとのことで、先月号より「研究会報告」の項を設けた。先月号は定例研究会報告、今月号は、社研研究助成の対象となったグループに登場願った。今後も引き続き他グループにも報告していただく予定である。(U)

神奈川県川崎市多摩区東三田2丁目1番1号 電話(044)911-8480(内線33)

専修大学社会科学研究所

(発行者) 大友福夫

製作 時 潮 社

東京都文京区本郷2丁目12番6号 電話(03)811-8024
